

特別養護老人ホーム ご利用料金表

下郷ホーム・伊南ホーム・田島ホーム
南郷ホーム・只見ホーム

令和7年4月1日～

◎基本ご利用料金

[長期]

【多床室】

介護保険利用 自己負担 1割の場合

(円)

要介護度	負担段階	介護保険 給付対象 サービス	介護保険給付 対象外サービス		日額 概算合計	月額(30日) 概算合計
			居住費	食費		
要介護 1	第 1 段階	589	0	300	889	26,670
	第 2 段階	589	430	390	1,409	42,270
	第 3 段階①	589	430	650	1,669	50,070
	第 3 段階②	589	430	1,360	2,379	71,370
	第 4 段階	589	915	1,643	3,147	94,410
要介護 2	第 1 段階	659	0	300	959	28,770
	第 2 段階	659	430	390	1,479	44,370
	第 3 段階①	659	430	650	1,739	52,170
	第 3 段階②	659	430	1,360	2,449	73,470
	第 4 段階	659	915	1,643	3,217	96,510
要介護 3	第 1 段階	732	0	300	1,032	30,960
	第 2 段階	732	430	390	1,552	46,560
	第 3 段階①	732	430	650	1,812	54,360
	第 3 段階②	732	430	1,360	2,522	75,660
	第 4 段階	732	915	1,643	3,290	98,700
要介護 4	第 1 段階	802	0	300	1,102	33,060
	第 2 段階	802	430	390	1,622	48,660
	第 3 段階①	802	430	650	1,882	56,460
	第 3 段階②	802	430	1,360	2,592	77,760
	第 4 段階	802	915	1,643	3,360	100,800
要介護 5	第 1 段階	871	0	300	1,171	35,130
	第 2 段階	871	430	390	1,691	50,730
	第 3 段階①	871	430	650	1,951	58,530
	第 3 段階②	871	430	1,360	2,661	79,830
	第 4 段階	871	915	1,643	3,429	102,870

高額介護サービス費

介護施設の入所サービス（長期・短期を問わず）を利用すると、施設利用一部負担金額が上限額を超えた分を高額介護サービス費として市町村から支給される補助金です。

令和 3 年 8 月から

区 分			世帯の限度額	個人の限度額	
第 1 段階	・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円	15,000円	
第 1 段階	世帯全体が 市区町村民 税非課税で	高齢福祉年金受給者	24,600円	15,000円	
第 2 段階		年金収入等（※ 1） 80万円以下の方	24,600円		
第 3 段階①		年金収入等（※ 1） 80万円以上120万円以下の方	24,600円	24,600円	
第 3 段階②		年金収入等（※ 1） 120万円以上の方			
第 4 段階	市区町村民 税課税世帯 で	世帯のどなたかが課税されている場合	44,400円	44,400円	
		現役並み所 得者	年収約383万円以上、770万円未満	44,400円	44,400円
			年収約770万円以上、1,160万円未満	93,000円	93,000円
			年収約1,160万円以上	140,100円	140,100円

※ 1 公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。） + その他の合計所得金額

介護保険利用 自己負担2割の場合 ※第4段階での料金表示です (円)

	介護保険 給付対象 サービス	介護保険給付 対象外サービス		日額 概算合計	月額(30日) 概算合計
		居住費	食費		
要介護1	1,178	915	1,643	3,736	112,080
要介護2	1,318	915	1,643	3,876	116,280
要介護3	1,464	915	1,643	4,022	120,660
要介護4	1,604	915	1,643	4,162	124,860
要介護5	1,742	915	1,643	4,300	129,000

介護保険利用 自己負担3割の場合 ※第4段階での料金表示です (円)

	介護保険 給付対象 サービス	介護保険給付 対象外サービス		日額 概算合計	月額(30日) 概算合計
		居住費	食費		
要介護1	1,767	915	1,643	4,325	129,750
要介護2	1,977	915	1,643	4,535	136,050
要介護3	2,196	915	1,643	4,754	142,620
要介護4	2,406	915	1,643	4,964	148,920
要介護5	2,613	915	1,643	5,171	155,130

◎加算項目及びご利用者負担額 (1日あたり)

介護保険利用 (自己負担1割の場合) 自己負担2割は、ほぼ2倍となります。

※各ホームによって加算される項目が異なる場合があります。

項目	概要(条件)	金額
初期加算	入所日から30日間、又は30日を超える入院後再入所した場合30日間加算	30円
入院・外泊時費用	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として、基本料金に代えて加算	246円
栄養マネジメント強化加算	入所者一人ひとりの栄養状態や摂食状況に応じた個別の計画を作成し、他職種共同による援助が実施されている場合	11円
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食など	6円/1日3回
看護体制加算 (I)	常勤の看護職員を1名以上配置	6円 または4円
看護体制加算 (II)	①看護職員を入所者25人又は端数を増すごとに1名以上配置 ②最低基準を1人以上、上回って看護職員を配置 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保している以上3つの要件の1つに該当している。	13円
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の入所者に対して口腔衛生の管理を行い、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を実施	90円/月
夜勤職員配置加算 (I) イ	夜勤を行う看護職員・介護職員を基準より1名以上、上回って配置	22円
経口維持加算 (I)	摂食嚥下機能障害を有する方で、医師又は歯科医師の指示に基づき、職員が共同して食事の観察及び介護等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成している場合	400円/月
経口維持加算 (II)	協力歯科医療機関を定め、経口維持加算 (I) において行う食事の観察会議等に、歯科医師等が加わった場合	100円/月
日常生活継続支援加算 (I)	介護福祉士資格を有する職員を手厚く配置し、重度の要介護状態の方、認知症の方等が可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続できるよう支援する場合	36円

看取り介護加算	看取り介護計画に従い介護を実施	死亡日以前31日～45日	72円
		死亡日以前4日～30日	144円
		死亡日の前日・前々日	680円
		死亡日	1,280円
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ) 指定を受けた医療機関等が行う施設内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加	10円	
	(Ⅱ) 指定を受けた医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている		
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	(基本料金 + 加算料金) × 14%	5円	

◎介護保険対象外のご利用者負担額

項目	内容	金額
医療費	医科、歯科は医療保険にて自己負担していただきます。	実費
医薬品代	医療保険にて自己負担していただきます。	実費
理容代	施設内にて訪問理容をご利用の場合	2,000円～3,000円
事務管理費	ご利用者の通帳について施設が管理することを希望する場合	2,000円
テレビ持込料	個人のテレビを持込む場合	100円/月
不在時居住費	入院、外泊の7日以降の居住費	430円、915円 (いずれも1日につ
行政手続代行	かかった費用を自己負担していただきます。	実費
個人の趣味的活動など	ご希望による特別な食事に要する費用、施設内での創作活動費用など	実費